

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 紛争の解決、公表及び過料に係る規定の施行期日の変更

紛争の解決（調停に係る部分を除く。）、公表及び過料に係る規定の施行期日を改め、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条第二号関係）

二 調停に係る規定の施行期日の変更

調停に係る規定の施行期日を改め、平成二十二年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条第三号関係）